

町田市教育委員会第2回定例会

日 時 2019年5月10日（金）午前10時

場 所 第3、4、5会議室

議 題

1. 月間活動報告

2. 議案審議事項

- 議案第6号 町田市立小・中学校教科用図書採択要綱の一部改正について
議案第7号 町田市立小学校教科用図書調査協議会委員の委嘱について
議案第8号 町田市立小学校教科用図書採択方針、選定基準及び評価方法について
議案第9号 町田市立中学校教科用図書の採択について
議案第10号 第30期町田市文化財保護審議会委員の委嘱について
議案第11号 第17期町田市立図書館協議会委員の委嘱及び解任について
議案第12号 第12期町田市学校給食問題協議会委員の任命及び解任について

3. 報告事項

- (1) 小・中学校教科用図書展示会について 《指導課》
(2) 第二期町田市特別支援教育推進計画の策定について 《教育センター》

主 な 活 動 状 況

2019.4.10～2019.5.9

| 期日 | | | 活動内容 | 坂 本 教 育 長 | 後 藤 委 員 | 森 山 委 員 | 八 並 委 員 | 坂 上 委 員 |
|----|----|---------------------|--|-----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 月 | 日 | 曜 | | | | | | |
| 4 | 10 | 水 | 教育委員会第1回定例会 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | | 東京都市教育長会定例会・総会(東京自治会館) | ○ | | | | |
| | 11 | 木 | 校長役員連絡会 | ○ | | | | |
| | 16 | 火 | 平成31年度東京都教育施策連絡協議会(中野サンプラザ) | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| | 17 | 水 | 平成31年度東京都市教育長会第1回予算特別委員会(武蔵野市役所) | ○ | | | | |
| | 18 | 木 | 定例校長会 | ○ | | ○ | | ○ |
| | | | 奨学資金審議会 | ○ | | | | |
| | 20 | 土 | 第60回町田市小学校科学教育センター開講式(教育センター) | ○ | | | | ○ |
| | | | 春季企画展「大日本タイポ組合展 文ッ字ーいつもの文字もちょっと違って見えるかもー」オープニングイベント(市民文学館) | | | | ○ | |
| | 22 | 月 | 業績表彰審査会 | ○ | | | | |
| | 23 | 火 | 定例副校長会 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 24 | 水 | 東京都市町村教育委員会連合会 第1回常任理事会・第1回理事会(東京自治会館) | | | | ○ | |
| 26 | 金 | 町田地区保護司会総会(町田市民ホール) | ○ | | | | | |
| 5 | 1 | 水 | 第50回町田市青少年の日スポーツ大会 バレーボール競技の部(町田市総合体育館) | ○ | | | | |
| | 8 | 水 | 平成31年度 町田市公立小学校教育研究会総会(町田市民ホール) | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| | 9 | 木 | 校長役員連絡会 | ○ | | | | |
| | | | 2019年度町田市中学校教育研究会総会(町田市民ホール) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

議案第6号

町田市立小・中学校教科用図書採択要綱の一部改正について

上記の議案を提出する。

2019年5月10日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、学校教育法施行規則の改正に伴い、小学校の教育課程に外国語科が追加されたため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

学校教育法施行規則の改正に伴い、小学校の教育課程に外国語科が追加されたため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 小学校の教科用図書調査研究委員会を設置する教科に外国語科（英語）を加えます。（第5関係）
- (2) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

2019年5月10日から施行します。

町田市立小・中学校教科用図書採択要綱

第1 趣旨

この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定により、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、町田市立小・中学校（以下「学校」という。）で使用する教科用図書の採択（以下「採択」という。）を公正かつ適正に行うために、必要な事項を定めるものとする。

第2 採択

採択は、教育委員会が義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第10条の規定に基づく東京都教育委員会の指導、助言又は援助の下に、各種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに1種の教科用図書について行う。

第3 教育委員会

教育委員会は、採択に当たって次に掲げる事項を行う。この場合において、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に規定する同一の教科用図書を採択する期間（以下「採択期間」という。）であるとき、又は新たに学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第34条第1項（法第49条において準用する場合を含む。）に規定する文部科学大臣の検定を経た教科用図書が発行されないときは、第3号及び第4号に掲げる事項を行わないことができる。

- (1) 教科用図書の採択方針、選定基準及び評価方法の決定並びに採択関係者への周知
- (2) 採択に関する公正の確保等のための指示又は指導
- (3) 採択に必要な事項を協議するための町田市立小学校教科用図書調査協議会及び町田市立中学校教科用図書調査協議会（以下これらを「協議会」という。）の設置並びに協議依頼
- (4) 関係団体の推薦を得た候補者に係る協議会の委員への委嘱

- (5) 採択の対象となる教科用図書（以下「採択候補本」という。）に係る検討及び審議並びに各種目ごと1種の採択
- (6) 採択候補本に係る審議のうちの採択審議の公開
- (7) 前各号に掲げるもののほか、採択に必要な事項

第4 協議会

- 1 協議会は、教科ごとに専門的な調査機関として設置する教科用図書調査研究委員会（以下「調査研究委員会」という。）の報告、各学校の報告及び教科書展示会における保護者又は市民の意見を総合的に検討、協議し、全採択候補本について、第3第1号の規定に基づき教育委員会が決定した選定基準及び評価方法（以下「選定基準等」という。）に則した評価、所見及び協議経過を付して教育委員会に報告する。
- 2 協議会の会長及び副会長は、教育委員会の採択の審議に当たり参考人として出席し、求めに応じて報告についての説明を行う。
- 3 協議会は、調査研究委員会の委員の推薦を町田市公立小学校長会又は町田市公立中学校長会（以下これらを「校長会」という。）に依頼する。
- 4 協議会は、各学校長に採択候補本の校内における調査研究及び評価を依頼する。
- 5 協議会は、委員16人をもって組織する。
- 6 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
 - (1) 校長又は副校長 12人
 - (2) 教諭 2人
 - (3) 保護者 2人
- 7 協議会には、委員のほか、町田市教育委員会指導主事2人が出席する。
- 8 協議会の委員の任期は、委嘱の日から当該年度の8月31日までとする。
- 9 協議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。
- 10 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 11 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名

する副会長がその職務を代理する。

1 2 協議会は、会長が招集する。

1 3 協議会の委員は、会長、副会長、教諭及び保護者を除き第5に規定する各調査研究委員会に属する。

1 4 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第5 調査研究委員会

1 調査研究委員会は、全採択候補本について調査研究し、選定基準等に則した評価及び所見を付して協議会に報告する。

2 小学校の調査研究委員会は、次に掲げる教科ごとに設置する。

(1) 国語科（書写を含む。）

(2) 社会科（地図を含む。）

(3) 算数科

(4) 理科

(5) 生活科

(6) 音楽科

(7) 図画工作科

(8) 家庭科

(9) 体育科（保健領域に限る。）

(10) 道徳科

(11) 外国語科（英語）

3 中学校の調査研究委員会は、次に掲げる教科ごとに設置する。

(1) 国語科（書写を含む。）

(2) 社会科（地理・歴史・公民の各分野及び地図を含む。）

(3) 数学科

(4) 理科（第一分野・第二分野を含む。）

(5) 音楽科（一般・器楽合奏を含む。）

(6) 美術科

(7) 保健体育科

(8) 技術・家庭科

(9) 外国語科（英語）

(10) 道徳科

4 調査研究委員会は、第4第13項に規定する協議会の委員及び校長会が推薦する教科別の担当校長、副校長又は教諭の委員で組織し、会長が委嘱する。

5 調査研究委員会の委員の数は、次の各号に掲げる採択候補本の数に応じ、原則として当該各号に定めるとおりとする。

(1) 40冊未満 5人

(2) 40冊以上60冊未満 6人

(3) 60冊以上 7人

6 調査研究委員会に委員長及び副委員長を置く。

7 委員長は、協議会の会長が協議会の委員のうちから指名し、副委員長は、調査研究会の委員の互選により定める。

8 委員長は、調査研究委員会を代表し、会務を総理する。

9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

10 前各項に定めるもののほか、調査研究委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査研究委員会に諮って定める。

第6 学校

学校は、協議会から調査研究の依頼があったときは、全採択候補本について調査研究し、選定基準等に則した評価及び所見を付して協議会に報告する。

第7 秘密の保持

採択の公正確保のため、協議会、調査研究委員会等の行う調査研究、協議経過及

び委員名等は、教育委員会の採択が行われるまでの間は秘密とする。

第8 採択結果の公表

採択期間が終了したことにより新たに採択をしたときは、当該採択をした教科用図書は町田市広報により、市民に公表する。

第9 特別支援学級で使用する教科用図書に係る採択

学校に設置されている特別支援学級で使用する教科用図書について、法第34条第1項（法第49条において準用する場合を含む。）に規定する文部科学省が著作の名義を有する教科用図書及び法附則第9条第1項の規定による教科用図書を使用するときは、この要綱に定める手続を省略することができる。

第10 欠格条項

1 次の各号のいずれかに該当する者は、協議会及び調査研究委員会の委員に就任することができない。

(1) 教科用図書又は教科用指導書の発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族

(2) 前号の発行者の事業運営に事実上重要な影響力を有している者

(3) 教科用図書又は教科用指導書の著作者（事実上著作に参加し、又は協力した者を含む。）

(4) 前号の著作者が団体であるときは、その団体の役員及びこれに準ずる者

(5) 教科用図書の供給の事業を行う者及びその従業員

(6) 過去において特定の教科用図書の宣伝又は普及に努めた者

2 協議会及び調査研究委員会の委員の候補者の推薦母体は、当該候補者が前項各号のいずれにも該当しない旨の確認を求めることができる。

第11 補則

この要綱に定めるもののほか、採択に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、2001年4月1日から施行する。
- 2 2010年度に使用する中学校の教科用図書の採択における第4の規定の適用については、第4第5項中「16人」とあるのは「6人」と、第4第6項第1号中「12人」とあるのは「4人」と、同項第2号及び第3号中「2人」とあるのは「1人」とする。

附 則

この要綱は、2001年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2003年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2019年5月10日から施行する。

町田市立小・中学校教科用図書採択要綱

第1 趣旨

この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定により、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、町田市立小・中学校（以下「学校」という。）で使用する教科用図書の採択（以下「採択」という。）を公正かつ適正に行うために、必要な事項を定めるものとする。

第2 採択

採択は、教育委員会が義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第10条の規定に基づく東京都教育委員会の指導、助言又は援助の下に、各種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに1種の教科用図書について行う。

第3 教育委員会

教育委員会は、採択に当たって次に掲げる事項を行う。この場合において、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に規定する同一の教科用図書を採択する期間（以下「採択期間」という。）であるとき、又は新たに学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第34条第1項（法第49条において準用する場合を含む。）に規定する文部科学大臣の検定を経た教科用図書が発行されないときは、第3号及び第4号に掲げる事項を行わないことができる。

- (1) 教科用図書の採択方針、選定基準及び評価方法の決定並びに採択関係者への周知
- (2) 採択に関する公正の確保等のための指示又は指導
- (3) 採択に必要な事項を協議するための町田市立小学校教科用図書調査協議会及び町田市立中学校教科用図書調査協議会（以下これらを「協議会」という。）の設置並びに協議依頼
- (4) 関係団体の推薦を得た候補者に係る協議会の委員への委嘱

- (5) 採択の対象となる教科用図書（以下「採択候補本」という。）に係る検討及び審議並びに各種目ごと1種の採択
- (6) 採択候補本に係る審議のうちの採択審議の公開
- (7) 前各号に掲げるもののほか、採択に必要な事項

第4 協議会

- 1 協議会は、教科ごとに専門的な調査機関として設置する教科用図書調査研究委員会（以下「調査研究委員会」という。）の報告、各学校の報告及び教科書展示会における保護者又は市民の意見を総合的に検討、協議し、全採択候補本について、第3第1号の規定に基づき教育委員会が決定した選定基準及び評価方法（以下「選定基準等」という。）に則した評価、所見及び協議経過を付して教育委員会に報告する。
- 2 協議会の会長及び副会長は、教育委員会の採択の審議に当たり参考人として出席し、求めに応じて報告についての説明を行う。
- 3 協議会は、調査研究委員会の委員の推薦を町田市公立小学校長会又は町田市公立中学校長会（以下これらを「校長会」という。）に依頼する。
- 4 協議会は、各学校長に採択候補本の校内における調査研究及び評価を依頼する。
- 5 協議会は、委員16人をもって組織する。
- 6 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
 - (1) 校長又は副校長 12人
 - (2) 教諭 2人
 - (3) 保護者 2人
- 7 協議会には、委員のほか、町田市教育委員会指導主事2人が出席する。
- 8 協議会の委員の任期は、委嘱の日から当該年度の8月31日までとする。
- 9 協議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。
- 10 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 11 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名

する副会長がその職務を代理する。

1 2 協議会は、会長が招集する。

1 3 協議会の委員は、会長、副会長、教諭及び保護者を除き第5に規定する各調査研究委員会に属する。

1 4 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第5 調査研究委員会

1 調査研究委員会は、全採択候補本について調査研究し、選定基準等に則した評価及び所見を付して協議会に報告する。

2 調査研究委員会は、次に掲げる教科ごとに組織する。

(1) 小学校の調査研究委員会

ア 国語科（書写を含む。）

イ 社会科（地図を含む。）

ウ 算数科

エ 理科

オ 生活科

カ 音楽科

キ 図画工作科

ク 家庭科

ケ 体育科（保健領域に限る。）

コ 道徳科

(2) 中学校の調査研究委員会

ア 国語科（書写を含む。）

イ 社会科（地理・歴史・公民の各分野及び地図を含む。）

ウ 数学科

エ 理科（第一分野・第二分野を含む。）

オ 音楽科（一般・器楽合奏を含む。）

カ 美術科

キ 保健体育科

ク 技術・家庭科

ケ 外国語科（英語）

コ 道徳科

3 各調査研究委員会は、第4第13項に規定する協議会の委員及び校長会が推薦する教科別の担当校長、副校長又は教諭の委員で組織し、会長が委嘱する。

4 各調査研究委員会の委員の数は、次の各号に掲げる採択候補本の数に応じ、原則として当該各号に定めるとおりとする。

(1) 40冊未満 5人

(2) 40冊以上60冊未満 6人

(3) 60冊以上 7人

5 各調査研究委員会に委員長及び副委員長を置く。

6 委員長は、協議会の会長が協議会の委員のうちから指名し、副委員長は、調査研究会の委員の互選により定める。

7 委員長は、調査研究委員会を代表し、会務を総理する。

8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

9 前各項に定めるもののほか、調査研究委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査研究委員会に諮って定める。

第6 学校

学校は、協議会から調査研究の依頼があったときは、全採択候補本について調査研究し、選定基準等に則した評価及び所見を付して協議会に報告する。

第7 秘密の保持

採択の公正確保のため、協議会、調査研究委員会等の行う調査研究、協議経過及

び委員名等は、教育委員会の採択が行われるまでの間は秘密とする。

第 8 採択結果の公表

採択期間が終了したことにより新たに採択をしたときは、当該採択をした教科用図書を町田市広報により、市民に公表する。

第 9 特別支援学級で使用する教科用図書に係る採択

学校に設置されている特別支援学級で使用する教科用図書について、法第 8 2 条において準用する法第 3 4 条第 1 項（法第 4 9 条において準用する場合を含む。）に規定する文部科学省が著作の名義を有する教科用図書及び法附則第 9 条の規定による教科用図書を使用するときは、この要綱に定める手続を省略することができる。

第 1 0 欠格条項

1 次の各号のいずれかに該当する者は、協議会及び調査研究委員会の委員に就任することができない。

(1) 教科用図書又は教科用指導書の発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族

(2) 前号の発行者の事業運営に事実上重要な影響力を有している者

(3) 教科用図書又は教科用指導書の著作者（事実上著作に参加し、又は協力した者を含む。）

(4) 前号の著作者が団体であるときは、その団体の役員及びこれに準ずる者

(5) 教科用図書の供給の事業を行う者及びその従業員

(6) 過去において特定の教科用図書の宣伝又は普及に努めた者

2 協議会及び調査研究委員会の委員の候補者の推薦母体は、当該候補者が前項各号のいずれにも該当しない旨の確認を求めることができる。

第 1 1 補則

この要綱に定めるもののほか、採択に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この要綱は、2001年4月1日から施行する。

2 2010年度に使用する中学校の教科用図書の採択における第4の規定の適用については、第4第5項中「16人」とあるのは「6人」と、第4第6項第1号中「12人」とあるのは「4人」と、同項第2号及び第3号中「2人」とあるのは「1人」とする。

附 則

この要綱は、2001年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2003年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年4月1日から施行する。

議案第8号

町田市立小学校教科用図書採択方針、選定基準及び
評価方法について

上記の議案を提出する。

2019年5月10日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、2020年度から使用する小学校教科用図書の採択替えにあたり、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱第3第1号により、採択方針、選定基準及び評価方法を決定するものです。

2020年度（令和2年度）使用小学校教科用図書採択方針、
選定基準及び評価方法について

町田市教育委員会

1 採択方針

町田市教育委員会は、2020年度使用の小学校教科用図書の採択に当たって、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱に則り、町田市立小学校教科用図書調査協議会の報告等を参考に、自らの責任と権限において、町田市の児童に最も適した教科用図書の採択を行う。

2 教科用図書選定基準

(1) 内容

- ① 学習指導要領に示された各教科、各学年の目標及び内容を踏まえているか
- ② 学習指導要領に示された内容の取扱いに配慮しているか
- ③ 児童の学習意欲や関心を引き出す配慮があるか

(2) 構成・分量

- ① 基礎的・基本的な内容と発展的な内容が分かりやすく構成されているか
- ② 各単元や領域の分量は適切か
- ③ 単元・教材の系統性を考えて配列しているか

(3) 表記・表現

- ① 児童にとって分かりやすい適切な表現になっているか
- ② 印刷、写真、挿絵、図形等が見やすく分かりやすいか
- ③ 町田市の地域性に合っているか

(4) 使用上の便宜

- ① 全体の構成が見通せるように配慮しているか
- ② 課題発見、課題解決に向けた学習が効果的に進められるようになっているか
- ③ 学び方、考え方を習得できるように工夫しているか

3 評価方法について

教科用図書の評価に当たっては、上記の採択方針及び選定基準に即した評価を行う。

議案第9号

町田市立中学校教科用図書採択について

上記の議案を提出する。

2019年5月10日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、2020年度に使用する中学校教科用図書の採択について、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱第3に基づき、2015年度採択における調査研究の内容を活用し、町田市立中学校教科用図書調査協議会による新たな調査研究は行わないことを決定するものです。

2020年度に使用する中学校教科用図書の採択につきましては、2018年度検定において新たな中学校教科用図書の申請がなかったため、2014年度検定合格図書の中から採択を行うこととなります。

議案第10号

第30期町田市文化財保護審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

2019年5月10日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、2019年5月31日をもって町田市文化財保護審議会委員の任期が満了するため、町田市文化財保護条例第48条及び第52条の規定に基づき、委員として委嘱するものです。

任期は、2021年5月31日までです。

○委嘱（2019年6月1日付け）

| 選出区分 | 氏名 | 所属（役職名等） | 備考 |
|-------|---------------------|--------------------------|--------------|
| 学識経験者 | あすわ はるみ 阿諏訪 青美 | 横浜市歴史博物館 （学芸員 中世史） | 再任 （2期目） |
| 学識経験者 | あべ あさえい 阿部 朝衛 | 帝京大学 （教授 考古学） | 再任 （6期目） |
| 学識経験者 | うちの ひでしげ 内野 秀重 | 長池公園自然館 （園長 自然誌） | 再任 （9期目） |
| 学識経験者 | おおの さとし 大野 敏 | 横浜国立大学 （教授 建築史） | 再任 （12期目） |
| 学識経験者 | こじま まさたか 小島 政孝 | 小島資料館 （館長 郷土史） | 再任 （17期目） |
| 学識経験者 | つるまき たかお 鶴巻 孝雄 | 元東京成徳大学教授 （日本近代史） | 再任 （8期目） |
| 学識経験者 | はまだ ひろあき 浜田 弘明 | 桜美林大学 （教授 博物館学・人文地理学） | 再任 （3期目） |
| 学識経験者 | やぎはし のぶひろ 八木橋 伸浩 | 玉川大学 （教授 民俗学・文化史） | 再任 （6期目） |

任期（2019年6月1日～2021年5月31日）

議案第11号

第17期町田市立図書館協議会委員の委嘱及び解任について

上記の議案を提出する。

2019年5月10日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、町田市立図書館協議会条例に基づき、第17期町田市立図書館協議会委員を委嘱及び解任するものです。

任期は2019年7月31日までです。

1. 解任

| 選出区分 | 氏 名 | 所 属 (役職名等) | 解任日 |
|--------------|-------------------|------------|------------|
| 学校教育の 関係者 | さかにし けいこ 坂西 圭子 | 三輪小学校 (校長) | 2019年3月31日 |

2. 委嘱

| 選出区分 | 氏 名 | 所 属 (役職名等) | 任期等 |
|--------------|-------------------|------------|---|
| 学校教育の 関係者 | おざわ ともゆき 小澤 智幸 | 山崎小学校 (校長) | 町田市公立小学校 長会推薦 2019年5月10日～ 2019年7月31日 |

第17期町田市立図書館協議会委員名簿

| 選出区分 | 氏 名 | 所 属 (役職名等) | 任期等 |
|-------------------|-------------------|------------------------|---------------------------|
| 学識経験を有する者 | やまぐち ひろし 山口 洋 | 中央大学 (文学部兼任講師) | 2017年8月1日～ 2019年7月31日 |
| 学識経験を有する者 | たき けいこ 瀧 桂子 | 和光大学 (図書・情報室長) | 2017年8月1日～ 2019年7月31日 |
| 学校教育の関係者 | おざわ ともゆき 小澤 智幸 | 山崎小学校 (校長) | 2019年5月10日～ 2019年7月31日 |
| 学校教育の関係者 | おおいし しんじ 大石 眞二 | 木曾中学校 (校長) | 2017年8月1日～ 2019年7月31日 |
| 社会教育の関係者 | しみず ようこ 清水 陽子 | 町田の図書館活動を すすめる会 | 2017年8月1日～ 2019年7月31日 |
| 社会教育の関係者 | すずき まさよ 鈴木 真佐世 | 町田の図書館活動を すすめる会 | 2017年8月1日～ 2019年7月31日 |
| 社会教育の関係者 | いしい きよふみ 石井 清文 | NPO法人まちだ語り手 の会 | 2017年8月1日～ 2019年7月31日 |
| 社会教育の関係者 | いけの けい 池野 系 | 社会教育委員 | 2017年8月1日～ 2019年7月31日 |
| 社会教育の関係者 | こにし ひとみ 小西 ひとみ | 町田音訳グループ・朗奉 | 2017年8月1日～ 2019年7月31日 |
| 家庭教育の向上に資する活動を行う者 | わかいろ なおみ 若色 直美 | NPO法人子ども広場 あそべ子どもたち | 2017年8月1日～ 2019年7月31日 |

議案第12号

第12期町田市学校給食問題協議会委員の任命及び解任について

上記の議案を提出する。

2019年5月10日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例に基づき、第12期町田市学校給食問題協議会委員を任命及び解任するものです。任期は2021年1月21日までです。

1. 解任

| 選出区分 | 氏 名 | 所 属 (役職名等) | 解任日 |
|------|--------------------|---------------|------------|
| 学校長 | あまり こういち 天利 公一 | つくし野中学校 (校長) | 2019年3月31日 |
| 教職員 | たまがわ きょうこ 玉川 享子 | 成瀬中央小学校 (副校長) | 2019年3月31日 |
| 教職員 | ひらの しげる 平野 茂 | 小山中学校 (副校長) | 2019年3月31日 |

2. 任命

| 選出区分 | 氏 名 | 所 属 (役職名等) | 任期等 |
|------|---------------------|---------------|---|
| 学校長 | やなぎだ たくし 柳田 拓史 | つくし野中学校 (校長) | 町田市公立中学校 長会推薦 2019年5月20日～ 2021年1月21日 |
| 教職員 | なかたに さとこ 中谷 聡子 | 三輪小学校 (副校長) | 町田市公立小学校 副校長会推薦 2019年5月20日～ 2021年1月21日 |
| 教職員 | えがた や ゆうじ 恵方谷 雄二 | 町田第二中学校 (副校長) | 町田市公立中学校 副校長会推薦 2019年5月20日～ 2021年1月21日 |

第12期町田市学校給食問題協議会委員名簿

| 選出区分 | 氏名 | 所属(役職名等) | 任期等 |
|-----------------|---------------------|------------------------|---------------------------|
| 学校長 | なかむら ゆういち 中村 雄一 | 成瀬台小学校(校長) | 2019年1月22日～ 2021年1月21日 |
| 学校長 | やなぎだ たくし 柳田 拓史 | つくし野中学校(校長) | 2019年5月20日～ 2021年1月21日 |
| 教職員 | なかたに さとこ 中谷 聡子 | 三輪小学校(副校長) | 2019年5月20日～ 2021年1月21日 |
| 教職員 | えがた や ゆうじ 恵方谷 雄二 | 町田第二中学校(副校長) | 2019年5月20日～ 2021年1月21日 |
| 栄養士・ 調理員代表 | たなか よしみ 田中 芳美 | 南第三小学校(栄養教諭) | 2019年1月22日～ 2021年1月21日 |
| 栄養士・ 調理員代表 | すぎはた まきこ 杉畠 万紀子 | 小山田小学校(栄養士) | 2019年1月22日～ 2021年1月21日 |
| 栄養士・ 調理員代表 | なかがわ さとる 中川 悟 | 大蔵小学校(調理員) | 2019年1月22日～ 2021年1月21日 |
| 栄養士・ 調理員代表 | きしだ はるみ 岸田 暖美 | 成瀬台小学校(調理員) | 2019年1月22日～ 2021年1月21日 |
| 父母代表 | なかがわ みか 中川 美嘉 | 町田市公立小学校PTA連絡協議会(理事) | 2019年1月22日～ 2021年1月21日 |
| 父母代表 | ひがし まり 東 麻理 | 町田市公立小学校PTA連絡協議会(理事) | 2019年1月22日～ 2021年1月21日 |
| 父母代表 | なつうめ ことえ 夏梅 琴絵 | 町田市立中学校PTA連合会(理事) | 2019年1月22日～ 2021年1月21日 |
| 父母代表 | やまざき さとこ 山崎 聡子 | 町田市立中学校PTA連合会(理事) | 2019年1月22日～ 2021年1月21日 |
| 消費者団体の 推薦する者 | ながお みき 長尾 望生 | 町田市消費生活センター運営協議会(委員) | 2019年1月22日～ 2021年1月21日 |
| 学識経験者 | たかだ きみひこ 高田 公彦 | 昭和薬科大学 (准教授 地域医療部門) | 2019年1月22日～ 2021年1月21日 |
| 学識経験者 | おぐち えつこ 小口 悦子 | 東京家政学院大学 (教授 食物学科) | 2019年1月22日～ 2021年1月21日 |

小・中学校教科用図書展示会について

学校教育部指導課

1 展示期間

2019年5月31日(金)～7月3日(水)

- ・特別展示会 5月31日(金)～6月13日(木)
- ・法定展示会 6月14日(金)～7月3日(水)

注1：法定展示会とは、「教科書の発行に関する臨時措置法」第5条に基づき都道府県教育委員会が行う展示会のことです。

特別展示会とは、小学校用及び中学校用教科書の採択替えの年度のみ行っている東京都教育委員会独自の展示会のことです。今年度は小学校の教科用図書の採択があるため行いません。

2 展示会場及び展示日

- (1) 町田市教育センター2号館2階資料室・展示室

展示日 5月31日(金)～7月3日(水)

月～金曜日 24日間

(土曜日・日曜日に行いません。)

- (2) 市庁舎1階多目的スペース

展示日 5月31日(金)～7月3日(水)

月～金曜日、第2・第4日曜日 26日間

(土曜日及び第1・第3日曜日に行いません。)

3 展示時間

午前9時から午後5時まで

※町田市教育センター、市庁舎ともに共通です。

第二期町田市特別支援教育推進計画の策定について

1 背景

町田市の特別支援教育の現状は、就学相談件数はここ５年間で1.7倍(2014年176件から2018年300件)、情緒の通級指導学級に通う児童は350人増加、特別支援学級で指導を受ける児童生徒数は、1.25倍の660人、児童の発達検査数はここ３年間で1.3倍(615件から810件)となり特別支援教育に係る児童生徒が増加しています。また、指導する教員につきましても、昨年度情緒の通級指導学級の教員74名のうち、43名が指導経験年数2年以下という状況になっており、教員のスキルアップの方策も求められています。

2 目的

本推進計画では、2015年度に作成した町田市特別支援教育推進計画からの状況の変化と課題を踏まえて、生涯にわたる切れ目のない支援ができる推進計画を策定します。また、教員が授業や指導の手引きとして日常的に活用できるハンドブックも併せて策定します。

3 計画期間 2020年度から2023年度まで

4 主な内容

| ○特別支援教育推進計画 | ○特別支援教育ハンドブック版 |
|---|---|
| ①町田市の特別支援教育の概要と今後 ②関係諸機関とのつながり ③切れ目のない町田市の支援体制 ④支援に関する課題への対応 | ①特別支援教育を理解する ②的確なアセスメント ③障がい特性と発達特性 ④通常学級における特別支援教育 ⑤特別支援学級等の指導内容 ・指導方法 ⑥児童生徒を支えるための連携 ⑦専門性を高めるための取組 |

5 スケジュール

- ・2019年5月から11月 策定期間
- ・12月 教育委員会(報告)
- ・2月 行政報告
- ・3月 町田市ホームページにおいて公開,市内小中学校管理職及び特別支援学級教員に配布